

第4回放置自転車対策検討懇談会 会議記録

1 会議の開催日時及び場所

平成26年3月28日（金）午前10時から午前11時30分まで

旭川市障害者福祉センターおびつた 会議室1（旭川市宮前通東4155番30）

2 出席委員

大矢 二郎，吉地 望，沢口 剛三（深尾弘司代理），山城 明伸，祖母井 孝範（菅野直行代理），山名 （加藤正順代理），齋藤 保範（林隆俊代理），小林 浩，踊場 稔洋，金丸 俊明，水落 良次，須藤 学，平 勇人，早勢 宗雄，田澤 清一，那須 秀昭（佐々木恵一代理），田中 利幸（東光男代理），辻野 隆行（後藤純児代理） 計18名

3 事務局

土木管理課 関主幹，鷲見課長補佐，清水主査，佐橋主査

4 傍聴者

なし

5 会議概要

(1) 開会

(2) 座長あいさつ

(3) 議事

ア 意見提出手続の結果について

イ 放置の防止に関する条例及び放置禁止区域について

ウ その他

(4) 閉会

○ 議事内容

事務局からパブリックコメントの実施結果等について次のとおり説明

- ・ 懇談会における検討経過
- ・ パブリックコメントの実施内容
期間：2月14日から3月14日までの1月間
方法：市役所各庁舎，各支所・公民館等に資料を備え置き，希望者に配布
内容：条例制定の可否，区域の設定範囲について，条例骨子案と3案の区域設定案を提示
- ・ パブリックコメントの実施結果
意見提出者4名 条例を定めることに賛成3件（賛成と考えられるものを含む。），反対1件
区域設定についての意見 1件
- ・ パブリックコメント以外で寄せられている市民意見
悪質な路上駐輪は撤去すべきだが，通行の支障とならないよう配慮する等して路上駐輪しているものは，自転車が環境にやさしい乗り物であることから，暖かい目で見たい。
駐輪場に自転車を置いて買物に行き，帰りは駐輪場まで自転車を取りに行くとなると，特に高齢者等には不便であり，買物公園から足が遠のくこととなる。

・ 今後の進め方

市は、条例制定に向けて事務を進めて行く意向であるが、禁止区域等の設定範囲と設定時期について意見をいただきたいと考えている。

座長：先ほど賛成 3 件反対 1 件という事務局の説明だったが、意見 1 は賛成とも反対とも判別がつかない、意見 2 は基本的に規制に賛成という意見、意見 3 は規制、条例制定とも反対、意見 4 は基本的には規制賛成、具体的に禁止区域、規制区域等の区域割について独自意見の提案があるというように、賛成 2、反対 1、不明 1 ではないかと思うがどうか。

パブリックコメントについての皆さんの御意見が何かあればお聞かせ願いたい。

副座長：意見 2 は、市側が示した案を追認するような形の意見になっているので賛成と考えて問題ないと思う。意見 1 が賛成、意見 2 は論拠が明確ではないが、一点だけ放置絶対禁止区域という言葉が使われており、すでに規制の考え方を受け入れていると読み取れるため賛成、意見 3 は明確に反対、意見 4 に関しては賛成で設定範囲のみが違うという形であるので、賛成 3、反対 1 ではないかと思う。

座長：どう読み、理解し、解釈するのだが、賛成が比較的多いと思うが、4 名の意見であり、市民全体の意見という判断はできないと考える。

懇談会ではこれまでにかなりの議論を尽くしてきており、各委員の意見は概ね表明されていると思うが、この条例あるいは区域について新たな意見はあるか。前回までに意見は出尽くしていると考えて良いか。

条例骨子の内容は前回と変更はないのか。

事務局：変更はない。

座長：条例内容あるいは条例を制定することについて意見はあるか、各委員とも条例を制定していこうという考えであると理解してよろしいか。

この条例については、買物公園の放置自転車の状況を改善すべきという大方の意見が発端となって平成 21 年に策定した駐輪場基本計画に基づき、今回、制定に向け進んでいるものである。この計画の平成 21 年時点における放置禁止区域の設定範囲は 1 条通から 4 条通までと提案されているが、その後の駐輪施設の整備状況や、中心市街地活性化と商業活動に影響を与えるのは好ましくないとの観点から禁止区域の範囲を当初より狭めるべきという流れになっていると思う。

私は、駐輪場基本計画策定時から関わっていることから 4 条通ぐらいまでは何とかしたいという思いがあるのだが、これまでの懇談会での意見を総括すると、一気に禁止区域にするのはいかがなものかという意見が多くあったと思う。禁止区域の範囲について、あらためて意見があればお聞きしたい。

委員：長期間自転車が放置されていることを良しとする人は一人もいないと思うので、規制は必要だと考えるが、条例の内容や運用面で、買物客とそれ以外のものとうまく配慮できるような内容であれば一番いいと考えており、そうできないならば規制には反対だという意見を前回までしてきた。条例の性格上ちょっとでも自転車から離れたら放置になり、禁止区域では違反になってしまうということについては、運用面も含めた条例内容が決まらなると賛成か反対かどちらにも手を挙げられない思いである。

座長：最終的にはどういう対策に賛成するか決断していかなければならないところであり、区域に関して

は、提示されたA、B、Cの3つの区域案のうち、禁止区域を4条通まで、1条通まで、駅前広場周辺という選択をする方針を打ち出していくことが必要である。

規制の度合いが最も低いのは駅前広場のみを禁止区域にするC案であるが、駅前広場にも駐輪が発生するものと思われるので、こうしたことを予防するという意味での効果はある。宮下通から1条通までは、一定の時間放置されているものを撤去する規制区域に、時間はどのくらい見るのかということとはともかく、放置されているものは撤去するということであるが、この場合には買物公園の不法駐輪を解消しようということに対しては、私の個人的な意見だが、ほとんど効果はないだろうと、今までどおりの状況が続くのではないかという気がする。

B案については、1条通までを禁止区域にすると、1条通以北に駐輪が集中するだろうと、1条通から宮下通の間の大型店では、お客様が直近に駐輪できないこととなり、こうしたお客様に多少の制限がかかるという影響がある一方で、店の前に非常にすっきりとした買物公園の空間が出現するということもあり、こうしたことは店のイメージアップにも何らかのプラスに働くことも考えられる。

A案は、基本計画でイメージした4条通までを禁止区域にという案で、買物公園の放置自転車を解消しようという対策としては、一番実効力があると思うが、駐輪施設の整備状況から現状では困難ではないかという意見が前回、前々回の懇談会で各委員からあったところであり、逆の効果も考慮しなければならない。

将来的には買物公園を歩行者空間として安全なものにするためには、現在の駐輪状況を解消しなければならない、目標値として、買物公園を歩行者が通行しやすい快適な空間にしていくべきということは各委員も異存はないところだと思う。

買物公園を自転車走行可能に、あるいはもう一度自動車を通せるようにしようなどの意見もあるが、買物公園の駐輪を何とか解消しようということであれば、思い切ってA案とすることも考えられるところであり、こうしたことに対する意見を伺いたい。

委員：条例案第8条の禁止区域の指定等というところでは、放置禁止区域というのは駐輪場が整備されている区域と明確に規定されており、A案は4条通までを禁止区域とするが、この区域内で駐輪場が整備されているとは到底理解できないため、A案にはなり得ないのではないかと。駅から宮下・1条仲通の間は駅前広場に大きな駐輪場があるため、駐輪場が整備されている区域としても良いと思うが、仲通から1条通までは整備されていると言えるかは疑問である。駅から1条通までの区域で駐輪場が整備された区域と言っているが、現実はそうではないと思う。第8条を見ると決してA案ではないと思う。

禁止区域を段階的に増やしていくという話であったので、今どうしても禁止区域を作ってこれから進めていくということであれば、C案になると考える。

座長：駐輪場が整備されている区域については、駐輪場の効果が及ぶ範囲ということで、以前に駐輪場からの距離が最長でも200m以内でなければ利用者は駐輪場を利用しないという話があったが、例えば駅前広場に900台の駐輪施設があり、ここから1条通まではこの200mの範囲内にあるので、この間の商店の利用者は駅前広場駐輪場の効果が及ぶ範囲と言えることから、駐輪施設が整っているという理解ができるのではないかと。駐輪場の整備状況が要件となると、利用する商店等と駐輪施設との距離はどのくらいが良いのか、各人が買物公園の放置自転車に対して違法と感じる度合いなどとのバランスをどうとるのが難しい問題である。

条例の文言について、第11条第2項の自転車の保管に不相当な費用がかかることというの

はどういうことか。

事務局：例えば、自転車の保管所が満車となり、別に費用をかけて他の場所を確保するような場合など、保管する自転車の価額よりも著しい費用を要する場合などである。

座長：撤去して保管した自転車について、1年くらい引取りされない場合はどうなるのか。

事務局：自転車法で、撤去したことを公示した日から起算して6か月を経過した自転車は、市が所有権を取得することが規定されている。

座長：撤去した自転車は、保管してから6か月经過すれば、市のものとなり、処分することができるということを条例上明確にすると、いつまでに自転車を引き取れば良いのか、処分されているかどうかなども分かるようになり良いと思う。

委員：第12条の費用の徴収だが、第1項は徴収することができる、第2項では免除することができるという規定されているが、第1項は徴収すると言い切り、第2項で特別の理由がある場合は免除できるということでないか、第2項はいらないのではないか。

さきほどの条項にも関わってくるが、費用徴収については一律何円とするのではなく、撤去保管形態によって保管費用も変わるものと考えられることから、ケースによって徴収額を変えられるよう徴収することができると規定すれば良いと思う。

座長がおっしゃったように条例に保管期間をしっかりと明記しておかないと、いつまで保管してその後は処分するという内容でないか、市民には理解しづらいのではないか。

座長：今の第12条だが、費用の徴収は保管費用を徴収すると言い切った方が第2項の免除が効くと思う。

委員：第2項の免除はどういう場合をイメージしているのか。

事務局：放置が、所有者本人の責任ではないもの、盗難にあつて放置されていたもので撤去された場合、自転車を駐輪し、用を足しに行った後に急病や事故など、不可抗力で結果的に放置となり撤去されたものなどを考えている。

副座長：区域設定をどうするかだが、この条例は禁止区域を設定することができるという内容であり、条例制定と禁止区域の設定を同時期に行う必要は必ずしもないと考えられるので、今後、旭川駅前に出店する大型商業施設による自転車の流れの変化を現時点で見極めることが困難であるため、状況のある程度見たうえで区域の設定を行う必要があるのではないか。そうしなければ、禁止区域を設定したものの、すぐに区域の変更ということもあり得るため、市民の理解は得られにくいと思う。

それから、参考資料のグラフに宮下通、1条通などの路上駐輪の流れが明確に現れており、これに基づいて判断すれば、現況ではC案になると思っているが、大型商業施設ができることによって、こうした状況は相当かく乱されるものと思われるため、仮にC案を、若しくはA案でもいいが、選んだ根拠が薄弱になってしまう点が非常に気になる点であり、仮にC案となった場合は、その後、かなり短い期間で変更しなければいけない事態になってしまうということも考えて判断する必要があると考える。

座長：条例を制定して、条例の中に区域を具体的にに入れてしまうと、これを変更するときは条例改正をしなければいけないが、具体的な区域の設定というのは、指定することができるとしておいて、具体的には市長がその都度決めていくということか。

事務局：区域は、市長がいつからどこを区域とするかを決定し、告示により市民に周知する。

座長：告示で区域指定とすることは、妥当と考えるが、今この段階で必ずしも地域を決める必要はないのではないかということか。

副座長：これまでに相当のコストをかけて委員各々が忙しい中で集まり議論を尽くしてきているので、決められるのであれば決めて良いと考えているが、やはりその条件が非常に流動的な現状では急ぐのは難しいのではないと思う。また、パブコメでの意見提出がもう少し多くあり、市全体としての意見ということであればと思うので、この2点を考えると、少し時間をかけた方が良いという印象である。

座長：パブリックコメントでは、意見の提出はあまり多くない傾向にあるため、アンケートなど積極的に市民の側から意見を聴取するというようにしないと、向こうからの意見をただ待っているということでは多分今回のような形に終わらざるを得ないと思う。

委員：実際に自転車を利用している方の意見や商店街の方々の意見だとか、もうちょっと多くの意見を拾っていければと思う。

座長：まとめると、当初は、仮に規制をかけるとしてもC案、駅前広場の不法駐輪を抑えることから始め、その後、大型商業施設の進出等の状況や、北彩都あさひかわの土地の処分状況などによって、自転車に限らず歩行者や車の流れも今後短い期間に大きく変わる可能性があることから、こうした状況を勘案して具体的な対策を講じていくということが現実的なものかもしれない。

この懇談会の結論としては、条例化は是非進めたい、そして具体的な規制の区域については当面C案ということとして市長の判断を仰ぐように提案し、今後の推移を見て規制の区域の変更を行っていくというようなことだと考えるが、ほかの意見があれば是非伺いたい。

副座長：今後の区域設定の議論において懸念されることを言っておきたい。区域設定にあたって、いろいろな反対があり区域を決められない事態となることによって、駅前が自転車で荒れるということは、決して旭川市のプラスにならないと思うので、大型商業施設の出店により人や自転車の流れが変わった時に、地域の商店はいろいろな影響を受けると思うが、買物に来るお客さんはなくなると思うので、それを前向きに受け取って駐輪場の整備を進めなければ、現状よりも多くの駐輪スペースを設けていく対策をとらなければ、禁止区域等の設定はできないので、市全体として商業者を含めた形で協力して、不法駐輪を排除する方向に行かなければならないと思う。この懇談会に商店街の方々もたくさん参加しており、ぜひとも駐輪スペースを広げるような形で議論を進めて欲しいと考える。

座長：大型商業施設ができると施設独自の駐輪スペースもでき、この駐輪問題に多少の影響はあるのではないか。

副座長：大型商業施設が出店すると相当数お客さんは増えるだろうと、そうしたときに地元商店街にどのくらい人が来るのか、ということに関する研究をしている専門家によると、その30%くらいのお客さんが流れるということで、買物公園にもかなりプラスの影響があると思うが、自転車で動くという形の場合は、駐輪スペース、駐輪ラック等が整備されていなければ、不法駐輪として問題が大きくなる可能性もある。しかし、お客さんが来ることはとてもいいことなので、景観を乱さないために、大きめの駐輪スペースを工夫して作っていかねばいけないというふうに思う。

座長：さきほどのパブリックコメントの意見に、「自転車 welcome」にすべきだという意見があった、旭川は半年しか自転車に乗れないが、マイカーよりも自転車を利用する方が増えることは良いことと考えるので、自転車という交通手段を使いやすい環境としていくためには駐輪スペースをもっと本格的に整備していく、特に中心市街地にそういうスペースを、ということが重要であり、施策もそういう方向に

展開すべきと思う。

それから、自転車をシェアする、要するに貸自転車を上手にシステム化するという、これはヨーロッパ、特に北欧に行くときよくあるもので、独特のデザインの自転車を、あるステーションからあるステーションへ使って、そこで乗り捨てができるという、自転車を積極的に利用するシステムの展開というものも大いに考えていべきと思う。決して自転車そのものを困るといっている訳ではなくて、路上に勝手に放置するのは困ると言っているだけで、むしろ自転車の利用は大いに進められるべきだと考えている。

いよいよ北彩都旭川も来年の春くらいで一応の完成をみることになる訳で、駅前広場も整備され、もうすぐバスの運用が開始されると思うが、最近では観光で若い人が鉄道で自転車を持ってきて、コンコースで組み立てて、旅立つ姿を良く見る。そういうものも今後増えてくる可能性もあり、旭川周辺は高低差もあまりなくサイクリングには大変いい場所だという話をよく聞くことから、日常の利用ばかりではなく観光面での利用も大いに期待したいという意味でも自転車の利活用を今後大いに進めていべきで、だからこそそれが一般の歩行者だとか市民の日常生活とフリクションを起こさない方策を、知恵を出して進めていかなければならないのではないか。

ほかに意見、付け足すような意見がなければ、基本的に先ほど私が申し上げたようなことで、懇談会の結論ということしたいと思うが良いか。

(一同異議なし)

事務局：懇談会について、今回の懇談会において条例と区域の設定について一定の方向性を出していただきましたので、今後、これを商店街やお住まいの方等に、何らかの形で丁寧に説明をして御意見を伺った後に、次回懇談会を8月頃に開催して、最終答申をと考えております。

(閉会)